

令和3年度 社会福祉法人ささの会本部 事業計画

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、その目的を達成するため、次に掲げる事業の経営を行う。

第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設

第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業

(ロ) 一般相談支援事業

(ハ) 特定相談支援事業

(ニ) 児童相談支援事業

(ホ) 移動支援事業

(ヘ) 生活困窮者に対する相談支援事業

公益事業

(イ) 日中一時支援事業

(ロ) さいたま市障害児(者)生活サポート事業

(ハ) 福祉有償運送

昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大によって、法人運営も大きく影響を受けることとなった。ささの会事業継続計画(BCP計画)に基づいたBCP本部運営会議(月2回)にて対策を協議し、法人全体で利用者・職員の感染予防に努めた。

令和3年度もワクチン接種の進捗や地域の感染状況に応じて、適切な予防対策を講じていながら、法人及び各事業所の事業計画を進めていく。

今年度は障害福祉サービスの報酬改定が行われる。地域共生や地域生活支援拠点など地域との協働による取り組みを進めるとともに、利用者の重度・高齢化への対応、強度行動障害や医療的ケア等のニーズのある人への対応など、より専門性の高いサービスの提供に努める。

法人経営については、オンラインを活用して理事会・評議員会を運営していくとともに、利用者や家族、地域の要望や意見を傾聴し、事業運営に反映させていく。

令和元年度から始まった「岩槻区地域部会」は、さいたま市における「地域生活支援拠点」の整備において、体制づくりの核となることが決まった。さらに令和2年度より岩槻区障害者生活支援センターささぼしに「基幹相談支援センター」の機能が加わり、令和3年度「地域部会」、「顔の見えるネットワーク会議」、「地域生活支援拠点」の一体的な取り組みを担っていく。また、ささの会としても、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域の関係機関、事業所と協働し、効果的な連携体制、サービスの創出に積極的に取り組んでいく。

また、今後も続く新型コロナウイルス感染症、大規模災害に対し、地域の関係者と連携して総合的な対策を考えていきたい。さらに重度・高齢化が進む利用者の「命」を守る事業所運営に力を入れるとともに、制約の大きい生活が続く中、利用者の社会参加など、「あたりまえの暮らし」が阻害されることのないよう、一人一人の意思を尊重した権利擁護に努める。

これらを踏まえて、令和3年度に重点的に取り組む事項を以下の通りとする。

【本部重点事項】

- I 権利擁護の徹底と意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践
- II 社会福祉法の理念に基づく公共性の高い法人運営と財政基盤の安定
- III 法人キャリアパスの改定と、それに基づく人材確保・育成および処遇改善
- IV 岩槻区におけるネットワークの推進と包括的・総合的な支援システムの構築
- V 地域ニーズに基づいた事業所運営と、支援の隙間を埋めるサービス体系の整備
- VI 災害、感染症等の対策と事業継続計画に基づいた危機管理の強化

【事業内容】

I 権利擁護の徹底と意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践

1 権利擁護の徹底

- ・利用者の声に寄り添う苦情解決体制の推進
- ・法人権利擁護委員会の取り組みの継続
- ・利用者・職員合同の虐待防止・権利擁護研修の実施
- ・運営協議会と連動した利用者自治会活動の実施
- ・法人事業所、他事業所との職員交流による風通しのよい職場づくり
- ・こうした活動にオンラインを積極的に活用して行う

2 意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践

- ・意思決定支援ガイドラインに基づく意思決定支援の実施
- ・サービス管理責任者の業務の整理とサービス等利用計画と連動した個別支援の強化
- ・利用者へのわかりやすい情報提供、体験の機会の保障と「発言の場」づくり

3 虐待防止体制の確立

- ・国の示す体制整備の実施（虐待防止委員会の設置・研修の充実）
- ・身体拘束の適正化への取り組み（指針整備・委員会の設置・研修の実施・記録の徹底）
- ・国、地域の情報収集

II 社会福祉法の理念に基づく公共性の高い法人運営と財政基盤の安定

1 社会福祉法に基づく透明な法人運営

(1) 評議員会の開催

- ・年3回（6月、1月、3月）の評議員会の開催

(2) 理事会の開催

- ・理事会の開催（年3回以上）

(3) 役員の改選

- ・選任解任委員会の開催（6月）

(4) 運営協議会の運営

- ・運営協議会の開催（年1回）
- ・法人部会、利用者部会、家族部会の開催（年2～3回）

(5) 情報の公開

- ・SNS、ホームページ等を活用した情報公開、法人パンフレットの作成
- ・利用者代表・家族に向けた法人事業説明会の開催（7月）
- ・障害特性等に配慮したアクセシビリティ（情報やサービスへのアクセスのしやすさ）の取り組みの推進。例）文書・ホームページに読み仮名をふる。字を大きくする等。

(6) 組織機能の強化

- ・コンプライアンスを重視する法人経営と意識向上
- ・経営職会議の実施(月1回)
- ・事業所運営会議の実施(月1回)

- ・法人と事業所の事務業務分担の整理
- (7) 家族との連携
 - ・法人ホームページにおける家族ページ設置（緊急時の情報発信など）の検討
 - ・災害時や緊急時の迅速な連絡のため、アプリ等の活用の検討
 - ・法人事業説明会の実施（7月）
 - ・運営協議会および家族部会の実施
 - ・ささの会サポーターズクラブを活用した連携の推進と情報発信の強化

2 公益的取り組みの推進

- (1) 様々な事情で民間のサービス利用が難しい人の受け入れ
- (2) 岩槻区地域部会、顔の見えるネットワーク会議等の取り組みを通じた、ネットワークづくりの推進
- (3) 居宅介護等、公的な制度サービスでは対応できない、在宅の人への自費サービス（自主事業）の提供
- (4) 生活困窮者への生活用品の提供と「彩の国あんしんセーフティネット事業」の継続

3 報酬改定への対応と財政基盤の安定

- (1) 適正な予算執行（運営会議での継続的な予算検討など）
- (2) 報酬改定への対応
- (3) 中長期事業整備計画および大規模修繕計画の策定（法人プロジェクトの立ち上げ）
- (4) 地域ニーズに即応した新規事業（グループホーム、従たる事業所等の設置）の検討
- (5) 業務の効率化と適正な職員配置

Ⅲ 法人キャリアパスの改定と、それに基づく人材確保・育成および処遇改善

1. キャリアパス改定

- (1) 職位制度の開始と評価システムの確立
- (2) キャリアパス制度と連動する昇格制度と給与体系の改善
- (3) 処遇改善費、特定処遇改善費を活用した職員処遇の改善

2. 人材確保

- (1) 採用に関する業務（採用、実習受け入れ、広報等）の継続・強化
- (2) 法人の人材プロジェクトによる新卒職員採用の取り組み
- (3) ぼとふ館での実習生受け入れの促進・マニュアルの整備
- (4) 障害者の雇用促進とピアサポーターの導入の検討

3. 研修体系の充実と法人内交流研修の導入

- (1) 法人研修委員会を中心とした研修の実施
- (2) オンライン研修のための環境整備
- (3) 法人事業所間の交流研修の導入（1か月から3か月）
- (4) キャリアパスと連動した外部研修の促進

4. 育成体制の確立

- (1) 法人ならびに事業所における育成体制の見直し
- (2) 経営職による職員評価の実施と、評価に基づく個別性の高い育成計画
- (3) ジョブローテーション（職員の能力開発・育成・事業所間連携の促進を目的とした定期的人事異動）の導入（10月～）

5. 働き方改革にともなうコンプライアンスの強化

- (1) 「働き方改革」に合わせた就業規則の見直し等、コンプライアンス体制の強化
- (2) 職場における子育て支援環境の向上
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画作成
- (3) 女性の活躍推進
 - ・女性活躍推進法に基づく行動計画作成

IV 岩槻区、さいたま市におけるネットワークの推進と包括的・総合的な支援システムの構築

1. 地域部会、地域生活等支援拠点、顔の見えるネットワーク会議の一体的運営
2. 岩槻区における地域生活等支援拠点の準備
3. 基幹相談支援センターの機能強化

V 地域ニーズに基づいた事業所運営と、支援の隙間を埋めるサービス体系の整備

1. 地域生活支援拠点の整備に向けた機能強化

- (1) 各事業所の相談機能の強化(相談窓口の設置等)
- (2) 緊急時支援の体制強化
 - ・短期入所事業・さいたま市緊急一時保護事業等による緊急時の受け入れ
- (3) 地域移行の推進
 - ・グループホーム等における体験利用の促進とどうかんからの地域移行の推進を目的とする法人地域移行連絡会議の設置

2. 暮らしの場など新たなサービス等の創出

- (1) 就労している障害者を対象とした「さいたま市余暇活動支援事業」の実施(新規)
- (2) 重度・高齢の方が利用できる新規グループホームの設置の検討
- (3) 一人暮らしのニーズに応えるサテライト型ホームの活用
- (4) どうかんの新たな日中活動の場所の設置
- (5) さいたま市岩槻区療育センターの開設(令和5年度予定)を見据えた児童発達支援サービス等の検討

3. 地域において対応が難しい方への支援の推進

- (1) 強度行動障害のある人への支援を向上するための体制づくりの推進(研修・人員)
- (2) 各事業所の重度・高齢化や地域の医療的ケアのニーズに対応するため、職員の体制づくりの推進(研修・人員)

4. 地域に根差した事業所運営

- (1) ささの会サポーターズクラブの運営・推進
- (2) 自治会活動、施設行事、地域行事、学校交流等を通じた地元住民との交流
- (3) SNSなど様々な媒体を活用した法人情報の発信

VI 災害、感染等の対策と事業継続計画に基づいた危機管理の強化

1. 新型コロナウイルスへの対応

- (1) BCPに基づく法人体制の継続
- (2) 職員の意識向上とスキル獲得
- (3) 備蓄品の確保
- (4) 地域や関係機関との連携強化
- (5) 緊急連絡体制の整備

2. 防災・防犯対策の強化

(1) 防災委員会の設置と BCP の策定

(2) 法人総合防災計画の見直し

- ・ 防災計画の職員周知の徹底と意識の向上

- ・ 防災計画に基づく避難訓練の定期実施、備蓄品（食料、寝具、発電機、）の準備

- ・ 職員を対象とした緊急連絡体制の整備

(3) 防災・防犯に関わる地域や関係機関との協力体制づくり